

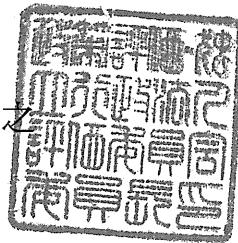


政委第38号
平成25年12月16日

国立大学法人評価委員会

委員長 北山禎介 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡素之



平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成25年11月6日付けをもって通知のあった「平成24年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人 の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制、ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまで評価を行っている。

文部科学省に対する「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年11月12日総務省）で物品購入の発注及び検収の事務局による原則実施等の取組の必要性や、この趣旨を踏まえた具体的な基準、指針等を作成して各機関へ示し、各機関の取組を徹底させることについて指摘がなされている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における新たな基準、指針等を踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、特にコンプライアンスの観点から上記指摘を踏まえた各法人のルールの運用や監査実施等の取組状況がより明らかになるよう厳格な評価を実施すべきである。

- 公的研究費の不正使用に加え、新たに複数の法人において研究活動における不正行為（研究内容についての論文不正や倫理違反行為等）が発覚しているところである。

各法人は、これまでにも「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告）に基づき、不正行為の防止に取り組んできたところであるが、貴委員会の平成24年度評価結果において、不正行為への対応について課題があると指摘された法人を含め、各法人の不正行為防止のための具体的な取組状況について明らかにはなっていない。

今後、文部科学省では「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフ

「オース中間取りまとめ」（平成25年9月26日公表）で示された倫理教育の強化、不正事案の公開、不正を抑止する環境の整備、組織としての責任体制の確立などの方向性等も踏まえ、「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」（平成25年11月20日設置）において検討を行い、ガイドラインの見直し・運用改善及び各法人への周知徹底を図ることとしている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における見直し後のガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、各法人の具体的な取組状況を確認することにより、研究活動における不正行為の防止についてより一層厳格な評価を実施し、各法人における必要な改善を促すべきである。

- 各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会において「共通の観点」としてその状況について評価を行っており、平成24年度評価結果においては16法人において個人情報等の不適切な取扱いが発覚したことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記16法人以外にも少なくとも3法人において同様の不適切事案が発生しており、これらが評価結果で明らかとされていないことから、今後の評価に当たっては、貴委員会において各法人の正確な実態把握及び厳格な評価を実施すべきである。

- 昨今の大型放射線発生装置における安全管理に関する不適切事案等を踏まえ、原子力施設等を有する法人については、規制当局が実施する評価の趣旨を踏まえた上で、その評価結果や評価結果を踏まえた法人の取組を含めた原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要である。

原子力施設等を保有する法人について、当該評価の実施状況をみたところ、一部の法人におけるこれらの取組に関する評価結果が十分に説明されていない事例があった。

原子力施設等における安全管理に係るリスクが顕在化した場合は人的及び物的な被害が甚大であり、また、安全管理が適切に実施されているかについては国民の関心も高いものである。このため、今後の評価に当たっては、規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。